

「大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正（案）について」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正（案）について、次のとおり府民からのご意見等を募集し、これに対する大阪府の考え方を取りまとめたので、お知らせします。

募集期間：令和7年7月18日（金曜日）から令和7年8月18日（月曜日）

募集方法：電子申請・郵送・ファクシミリ

募集結果：8名から、12件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの0件）。

※今回の条例改正の内容である建築物のバリアフリー基準と直接の関係がないご意見（4件）については掲載を省略させていただきますが、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※ご意見等は基本的に原文のまま掲載していますが、個人や団体名を特定又は類推できる情報の削除や、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

※以下の回答において、「バリアフリー法」としている場合には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を、「政令」としている場合には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」を、「法令」としている場合はその両方を指します。

No.	意見	大阪府の考え方
1	府立や市区村町立の学校や園では、まだまだバリアフリー化が進んでおらず、大屋根にお金を掛けるくらい、学校のバリアフリー化を進めるべき。エレベータの設置や増設、段差の解消、バリアフリースイレの増設など、太陽光発電とも連動させ、避難所などとして多人数が活用できる施設にシなくては、副首都どころではないと思います。条例の前に、子どもから大人まで目に入る学校から取り組むべきです。	法令及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、学校を新築、増築等する際には、その規模に関わらずバリアフリー基準への適合を義務付けています。 また、府教育庁では、府立高等学校施設において、「大阪府福祉のまちづくり条例」、「第5次大阪府障がい者計画」及び「障害者差別解消法」に基づき、バリアフリー化の推進等の総合的な福祉整備工事等を行っています。
2	より一層バリアフリー化が進むために、「既存不適格」に対して、猶予期間を2年程度設定し、「既存不適格」を認めないようにすべきだと思います。	バリアフリー法附則において、既存の建築物に対して規定の適用はしないこととされており、バリアフリー法に基づく本条例においても同様の取扱いとなります。

3	・トイレの介護ベッドについて、150センチ以上の規定になっていることは、前進したと思いますが、成人男性の平均身長なみ（170センチ以上）が最低でも必要ではないかと思います。 ・既存の建築物（改修、増築しない場合）は対象外であるのか？ ・また、民間に示すためにも、まずは府営などの建築物からでも設置をしていただきたい。 ・小規模店舗への基準適合について、新築、改築、増築とあるが、特に改築はどの程度の場合がそれに当てはまるのか？	・大人用介護ベッドについては、一般的な車椅子使用者用便房内に設置が可能であること（大きすぎると設置が難しい場合があること）、国内では長さ150cmを超える大人用介護ベッドはほとんど流通していないこと等を踏まえ、今般、長さ150cm以上とすることを義務化するものです。 ・既存の建築物に対する取扱いについては、No.2の回答の通りです。 ・府有施設についても、改正条例に基づき大人用介護ベッドの設置が促進されることとなります。また、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」においても、大人用介護ベッドの設置を含め、施設整備に関する様々な配慮を求めている、府有施設においても、ガイドラインを踏まえた整備を進めているところです。 ・改築については、建築基準法上の定義と同義となります。具体的には、建築物の全部若しくは一部を除却等した後、引き続きこれらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てることを指します。
4	大人用介護ベッドを設置した場合における案内設備の表示の義務化に付随して、府のホームページに、大人用介護ベッド（多目的シート）が整備されている施設が閲覧できるようにしてはどうか？障がいを持った人は、常に設備がある場所をチェックして出かけるときいている。検索すると、新潟市などは、市有施設に限っているが、市のホームページ上で公表している。とても助かると思います。	公共施設については、大人用介護ベッドを含む施設のバリアフリー設備の情報を府ホームページで公表しています。また、公共施設、コンビニ、鉄道駅等のバリアフリースイールの情報を一元的に発信する「大阪府バリアフリースイールマップ」を作成、公表しており、配慮が必要な方が事前にバリアフリー情報を入手できる環境の整備に取り組んでおります。
5	多目的トイレ、障害者用トイレに大人用ベッドが設置されているところが少ないので公共施設や多くの人が利用する施設には設置するようにしてほしい。	今回の改正では、大人用介護ベッドの設置を要する建築物の規模を引下げるとともに、大規模な建築物には大人用介護ベッドを複数設置することを規定しています。これにより、これまでより幅広い建築物において、大人用介護ベッドの設置が促進されることとなります。

6	駐車場にある障害者専用スペースをふやしてほしい（2つ以上）。同スペースの幅をもっと広くしてほしい。	従来の政令及び条例では、一定用途・規模の建築物において、不特定多数の者又は主として高齢者・障害者等が利用する駐車施設を設置する場合は、1以上の車椅子使用者用駐車区画の整備が義務付けられていましたが、令和7年6月の政令改正に伴い、駐車施設の総数に応じて車椅子使用者用駐車区画の必要区画数を算出することとなりました。さらに、今回の条例改正は、共同住宅の居住者が利用する駐車施設においても車椅子使用者用駐車区画を設置することを義務化することとしています。 なお、車椅子使用者用駐車施設の幅については、車椅子使用者が車のドアを全開にして乗降することができるものとして、政令で350cm以上という規定が設けられています。
7	3 小規模店舗のバリアフリー化 1 対象となる建築物 物品販売業を営む店舗で対象面積でない場合、簡易の折りたたみスロープ等（車イス使用者が無理なく進める勾配である事）も義務化して欲しい。（～する場合この限りではないという表現では実施してくれないと思います。）	折りたたみスロープ等は、建築物に付随する設備ではないことから、設置を義務づけることは困難ですが、車椅子使用者にとって、可搬式スロープが用意されていることで円滑な施設利用につながることから、これまでも大阪府では、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」において推奨するとともに、普及啓発に取り組んでいるところです。
8	4 共同住宅のバリアフリー化 ・既存の団地、共同住宅等の建替え及びリフォーム時も車イス使用者用居室も本バリアフリー基準にして頂きたい。 ・共用施設（ゴミ集せき場、集会場）にスロープ（前後高低差がないもの）を設置と出入口を車イス使用者が安易に開閉可能な材質（アルミ）である事。	・共同住宅の居室については政令第6条各号に掲げられる施設に該当しないため、条例で基準を付加することはできません。 ・一定規模以上の共同住宅において、ゴミ集積場や集会場が「多数の者が利用する居室」に該当する場合、居室までの移動等円滑化経路の確保（経路上の段差の解消、出入口は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること等）が義務付けられることとなります。